

2022年8月15日付Circularの改訂 – 2022年9月20日

EUの対ロシア制裁 – 石炭や肥料をはじめとする特定のロシア貨物の輸送規定適用の明確化

(EU sanctions – clarification published on the carriage of certain Russian cargoes including coal and fertilisers)

2022年9月19日、EUは、石炭などの固形化石燃料や一部種類の肥料をはじめとする、特定のロシア貨物の輸送に関する規定適用を明確化したFAQをさらに改訂しました。

今回改訂されたFAQでは、8月にEUが示した見解とは異なり、石炭、および理事会規則833/2014の附属書XXIIに記載された特定の物品の仕向地が第三国である場合、その輸送(および関連する保険の提供)は実際には禁止されることが明確にされています。

改訂されたFAQの該当箇所は以下のとおりです。

2. EU企業による理事会規則833/2014の附属書XVII、XXIおよびXXIIIに記載の物品の移送は、当該物品の仕向地が第三国であり、EU領域を通過しない場合は許可されるか。

最終更新日: 2022年9月19日

許可されない。理事会規則833/2014の第3g条、第3i条および第3j条は、附属書XVII、XXIおよびXXIIIに記載の物品(ロシアを原産地または輸出地とするもの)を、EU向けに直接または間接的に購入、輸入または移送することを禁止している。移送の禁止は物品の最終目的地に関係なく適用されるが、輸入の禁止は性質上、「EU域内に」移動する物品に適用される。移送が理事会規則833/2014の第13条の範囲に含まれる限り、物品の仕向地がEUであるか否かは関係ない。この禁止は、ロシアの経済基盤を大幅に弱体化させ、その製品の重要な市場を奪い、戦争遂行能力を大幅に縮小するという制裁の目的を支援するものである。それ以外の解釈は、禁止の目的を大きく逸脱し、重大な抜け穴を作ることになる。

しかし、EUは、その制裁が世界中の第三国、特に後発開発途上国の食糧とエネルギーの安全保障に影響を与えないようにすることを約束している。理事会規則2022/1269の説明部11および12に明記されているこの約束に照らして、附属書XXIおよびXXIIIに記載されている特定の物品の第三国への移送は、「世界の食糧およびエネルギー不安を除去するため」および第三国における「食糧およびエネルギー不安によって起こりうる負の影響を避けるため」に許可されるべきである。これは、EUの事業者が行う、またはEU域内を経由(積み替えを含む)する以下の物品の第三国への移送、およびその移送に関連した融資や金融支援にも適用される。

- 附属書XXIIに記載の、CNコード310420、310520、310560、ex31059020およびex31059080に該当する肥料
- 附属書XXIIに記載の、CNコード2303に該当する動物用飼料
- 附属書XXIIに記載の、CNコードex2901および2902に該当する一部の炭化水素
- 附属書XXIIに記載の、CNコード44(木材)、2523および6810(セメント製品)に該当する必需品
- 附属書XXIIIに記載のすべての品目(石炭および関連製品)

TR(E)

MANAGERS: TINDALL RILEY EUROPE SÀRL
Registered in Luxembourg as a Société à responsabilité limitée in the Registre de Commerce et des Sociétés (No.B230002)

Authorised by the Luxembourg Minister of Finance and regulated by the Commissariat aux Assurances

Registered Office: 53A rue Glesener, L-1631 Luxembourg

AGENTS FOR THE MANAGERS:
TINDALL RILEY (BRITANNIA) JAPAN LIMITED

8th Floor, KDX Mita Building, 3-43-16 Shiba, Minato-ku
Tokyo 105-0014, Japan | T: +81 (0) 3 3769 6781

14th Floor, Ship Kobe Kaigan Building, 3 Kaigan-dori
Chuo-ku, Kobe 650-0024, Japan | T: +81 (0) 78 322 2731

Tindall Riley (Britannia) Japan Limited is registered
in Japan (No.4010401044459)

Registered office: 8th Floor, KDX Mita Building
3-43-16 Shiba, Minato-ku, Tokyo 105-0014, Japan

THE BRITANNIA STEAM SHIP INSURANCE ASSOCIATION EUROPE
JAPAN BRANCH

Authorised and regulated by the Financial Services Agency
T: +81 (0) 3 3769 6791 (Tokyo) | T: +81 (0) 78 322 2770 (Kobe)

The Britannia Steam Ship Insurance Association Europe is incorporated
in Luxembourg and registered as a mutual association in the Registre de
Commerce et des Sociétés (No.B230379). Authorised by the Luxembourg
Minister of Finance and regulated by the Commissariat aux Assurances.

Registered Office: 53A rue Glesener, L-1631 Luxembourg
britanniapandi.com

4. 理事会規則833/2014の第3g条、第3i条、第3j条における、附属書XVII、XXIまたはXXIIに記載の物品や製品の第三国への輸送または移送に関連するサービス(仲介や保険を含む金融支援など)の禁止範囲とはどのようなものか。

最終更新日:2022年9月19日

附属書XVII、XXIまたはXXIIに記載の物品や製品の第三国への輸送または移送に対し、EU事業者が保険、仲介業務、その他融資や金融支援を提供することは禁止されている。これらの物品や製品の移送を実施する者がEU事業者であるか非EU事業者であるかにかかわらず、当該輸送に対する支援の提供者がEU事業者である場合、提供者は引き続きこの禁止措置に拘束される。

しかし、EUは、その制裁が世界中の第三国、特に後発開発途上国の食糧とエネルギーの安全保障に影響を与えないようにすることを約束している。理事会規則2022/1269の説明部11および12に明記されているこの約束に照らして、附属書XXIおよびXXIIに記載されている特定の物品の第三国への移送は、「世界の食糧およびエネルギー不安を除去するため」および第三国における「食糧およびエネルギー不安によって起こりうる負の影響を避けるため」に許可されるべきである。これは、EUの事業者が行う、またはEU域内を経由(積み替えを含む)する以下の物品の第三国への移送、およびその移送に関連した融資や金融支援にも適用される。

- 附属書XXIIに記載の、CNコード310420、310520、310560、ex31059020およびex31059080に該当する肥料
- 附属書XXIIに記載の、CNコード2303に該当する動物用飼料
- 附属書XXIIに記載の、CNコードex2901および2902に該当する一部の炭化水素
- 附属書XXIIに記載の、CNコード44(木材)、2523および6810(セメント製品)に該当する必需品
- 附属書XXIIに記載のすべての品目(石炭および関連製品)

8月15日付で発行したCircularの内容は以下のとおりです。

2022年8月10日、欧州連合(EU)は、石炭などの固形化石燃料や一部種類の肥料をはじめとする、特定のロシア貨物の輸送に関する規定適用を明確化するため、最新のFAQを公表しました。本Circularに記載のとおり、今回、輸送規定の適用が明確化されることで、EU事業者による当該貨物の輸送に加え、あらゆる事業者(拠点を問わない)による当該貨物の輸送への保険提供にも大きな影響が生じることになります。

2022年4月8日、EUは、[理事会規則833/2014](#)を改正し、以下の条項を含む[理事会規則2022/576](#)を公表しました。

第 3i 条

1. 附属書XXIに記載の、ロシアに多大な収益をもたらし、ウクライナ情勢を不安定にする行為を可能にするような物品(ロシアを原産地または輸出地とするもの)を、EU向けに直接または間接的に購入、輸入または移送することを禁止する。
2. 以下の行為を禁止する。

TR(E)

MANAGERS: TINDALL RILEY EUROPE SÀRL
Registered in Luxembourg as a Société à responsabilité limitée in the Registre de Commerce et des Sociétés (No.B230002)
Authorised by the Luxembourg Minister of Finance and regulated by the Commissariat aux Assurances
Registered Office: 53A rue Glesener, L-1631 Luxembourg

AGENTS FOR THE MANAGERS:
TINDALL RILEY (BRITANNIA) JAPAN LIMITED
8th Floor, KDX Mita Building, 3-43-16 Shiba, Minato-ku Tokyo 105-0014, Japan | T: +81 (0) 3 3769 6781
14th Floor, Ship Kobe Kaigan Building, 3 Kaigan-dori Chuo-ku, Kobe 650-0024, Japan | T: +81 (0) 78 322 2731
Tindall Riley (Britannia) Japan Limited is registered in Japan (No.4010401044459)
Registered office: 8th Floor, KDX Mita Building 3-43-16 Shiba, Minato-ku, Tokyo 105-0014, Japan

THE BRITANNIA STEAM SHIP INSURANCE ASSOCIATION EUROPE JAPAN BRANCH
Authorised and regulated by the Financial Services Agency
T: +81 (0) 3 3769 6791 (Tokyo) | T: +81 (0) 78 322 2770 (Kobe)
The Britannia Steam Ship Insurance Association Europe is incorporated in Luxembourg and registered as a mutual association in the Registre de Commerce et des Sociétés (No.B230379). Authorised by the Luxembourg Minister of Finance and regulated by the Commissariat aux Assurances.
Registered Office: 53A rue Glesener, L-1631 Luxembourg
britanniapandi.com



- (a) 第1項で定めた禁止事項に関連し、第1項が対象とする物品および技術ならびに当該物品および技術の提供、製造、メンテナンスおよび使用に関する技術支援、仲介業務その他のサービスを直接または間接的に提供すること。
 - (b) 第1項で定めた禁止事項に関連し、第1項が対象とする物品および技術の購入、輸入もしくは移送または関連する技術支援、仲介業務その他サービスの提供に対して、直接または間接的に融資または金融支援を行うこと。
3. 第1項および第2項で定めた禁止事項は、2022年4月9日以前に締結された契約または当該契約の履行に必要な付随契約の2022年7月10日までの履行には適用されない。
 4. 2022年7月10日時点では、第1項および第2項で定めた禁止事項は、以下の物品の輸入、購入もしくは輸送またはEUへの輸入に必要となる関連する技術支援もしくは金融支援には適用されない。
 - (a) 塩化カリウム[CN 3104 20]837,570トン(7月10日からその翌年の7月9日まで)。
 - (b) 附属書XXIに記載のその他の製品[CN 3105 20、3105 60、3105 90]計1,577,807トン(7月10日からその翌年の7月9日まで)。
 5. 第4項で定めた輸入数量の割当は、欧州委員会施行規則(EU)2015/2447第49～54条で規定する関税率割当の管理システムに基づき、欧州委員会と加盟国が管理するものとする。

第 3j 条

1. 附属書XXIIに記載の石炭その他の固形化石燃料(ロシアを原産地または輸出地とするもの)を、EU向けに直接または間接的に購入、輸入または移送することを禁止する。
2. 以下の行為を禁止する。
 - (a) 第1項で定めた禁止事項に関連し、第1項が対象とする物品および技術ならびに当該物品および技術の提供、製造、メンテナンスおよび使用に関する技術支援、仲介業務その他のサービスを直接または間接的に提供すること。
 - (b) 第1項で定めた禁止事項に関連し、第1項が対象とする物品および技術の購入、輸入もしくは移送または関連する技術支援、仲介業務その他サービスの提供に対して、直接または間接的に融資または金融支援を行うこと。
3. 第1項および第2項で定めた禁止事項は、2022年4月9日以前に締結された契約または当該契約の履行に必要な付随契約の2022年8月10日までの履行には適用されない。

上記の附属書XXIおよび附属書XXIIの内容は、[理事会規則2022/576](#)でご確認いただけます。



(ロシアが主要生産国となっている)一部種類の肥料は、ロシアに多大な収益をもたらすとされている商品として附属書XXIの一覧に記載されており、第3i条の禁止対象になりますのでご注意ください。

クラブとその顧問弁護士は、第3i条と第3j条を普通に読めば、ロシアの肥料および石炭などの固形化石燃料の輸送に関する禁止事項が関係するのはあくまでEUへの輸入のみであり、EU以外の目的地への輸送が無関係であることは明白であるという認識でした。いずれにしても、これらの規定では、4月9日以前に締結された売買契約に関して、それぞれ2022年7月10日までと2022年8月10日までの事業縮小期間が設けられていました。

EUは4月17日と6月14日にFAQを公表しましたが、ここで明言されたのは、EU域内・域外向けを問わずEU事業者による当該ロシア貨物の購入が禁止されるということだけで、その輸送については触れられていませんでした。

しかし、8月10日(石炭などの固形化石燃料貨物に関する事業縮小期間終了日)に新たにFAQが公表されると、第3i条と第3j条の文言に対する業界のそれまでの解釈に大きな疑問が生じることとなりました。最新のFAQは[こちら](#)からご覧いただけます。このFAQを見るかぎり、各条の禁止事項は、実際には当該貨物をEU域内へ輸送する場合だけでなく、ロシアから他の国へ輸送する場合にも影響を及ぼす可能性があるようです。

そこで、国際P&Iグループ(IG)は、この最新のFAQが何を意味しているのか、EU規則による禁止事項はどこまで適用されるのか、メンバーとクラブの双方にどのような影響が生じるのか、欧州委員会に早急な説明を求めました。

これに対しEUは、条文における「輸入」という文言はEU域内への輸入に限定されている一方、直接または間接的な移送に関するその他の制限は、EU域外の仕向地への移送にも同じく適用される予定である旨を明らかにしました。したがって、EU域内・域外を問わずどの仕向地であっても、EU事業者がロシアの肥料および石炭などの固形化石燃料の輸送に関与した場合は、EU制裁に違反することになります。

さらに欧州委員会は、第3i条(2)(b)および第3j条(2)(b)に記載の「金融支援」の提供の禁止には保険・再保険サービスも含まれるとし、EU管轄下にあるいかなる事業者も、仕向地を問わず、ロシアの肥料および石炭などの固形化石燃料の輸送に対して保険・再保険を提供できない旨を明らかにしました。

IGを構成するクラブの大半はEUの管轄下にあります。また、EU域外に拠点を置くクラブも含め、IGに加入するすべてのクラブは、EU域内に拠点を置く再保険者が多数参加する再保険プログラムを利用しています。これらの制裁措置によって、いずれかのIGクラブがプールクレームの分担金拠出を禁止された場合、各クラブの制裁関連規定に基づき、不足分をメンバーにご負担いただくこととなります。この原則は、1億ドルを超えるクレームについて、IG再保険プログラムに参加しているEUを拠点とする再保険者が制裁措置によって支払いを禁止された場合にも適用されます。

EUは、最新のFAQを公表した影響を業界で吸収できるようにするために事業縮小期間を延長する意思がある旨を示していないため、禁止規定は、当該貨物の輸送に従事するメンバーへ即座に影響を及ぼすこととなります。ご不明な点がある場合には、各クラブにご照会いただくことを強く推奨いたします。

なお、EUの制裁措置はEUの管轄外には適用されません。EU規則第13条は、規則の適用対象を以下のように定めています。

1. EU領域内
2. EU加盟国の管轄下にある航空機または船舶内

TR(E)

MANAGERS: TINDALL RILEY EUROPE SÀRL
Registered in Luxembourg as a Société à responsabilité limitée in the Registre de Commerce et des Sociétés (No.B230002)
Authorised by the Luxembourg Minister of Finance and regulated by the Commissariat aux Assurances
Registered Office: 53A rue Glesener, L-1631 Luxembourg

AGENTS FOR THE MANAGERS:
TINDALL RILEY (BRITANNIA) JAPAN LIMITED
8th Floor, KDX Mita Building, 3-43-16 Shiba, Minato-ku Tokyo 105-0014, Japan | T: +81 (0) 3 3769 6781
14th Floor, Ship Kobe Kaigan Building, 3 Kaigan-dori Chuo-ku, Kobe 650-0024, Japan | T: +81 (0) 78 322 2731
Tindall Riley (Britannia) Japan Limited is registered in Japan (No.4010401044459)
Registered office: 8th Floor, KDX Mita Building 3-43-16 Shiba, Minato-ku, Tokyo 105-0014, Japan

THE BRITANNIA STEAM SHIP INSURANCE ASSOCIATION EUROPE JAPAN BRANCH
Authorised and regulated by the Financial Services Agency
T: +81 (0) 3 3769 6791 (Tokyo) | T: +81 (0) 78 322 2770 (Kobe)
The Britannia Steam Ship Insurance Association Europe is incorporated in Luxembourg and registered as a mutual association in the Registre de Commerce et des Sociétés (No.B230379). Authorised by the Luxembourg Minister of Finance and regulated by the Commissariat aux Assurances.
Registered Office: 53A rue Glesener, L-1631 Luxembourg
britanniapandi.com

3. 所在地を問わず、EU加盟国の国民である個人
4. 所在地を問わず、EU加盟国の法律に基づいて設立された法人、事業体または団体
5. EU域内で全部または一部が行われる事業に関与する法人、事業体または団体

国際P&Iグループの全てのクラブが同様の内容のCircularを発行しています。

以上
(翻訳)ブリタニヤ・ヨーロッパ日本支店

本 Circular はすべて英文の日本語訳です。日本語訳と英文の間に齟齬がある場合は英文の内容を優先下さるようお願い申し上げます。

TR(E)

MANAGERS: TINDALL RILEY EUROPE SÀRL

Registered in Luxembourg as a Société à responsabilité limitée in the Registre de Commerce et des Sociétés (No.B230002)

Authorised by the Luxembourg Minister of Finance and regulated by the Commissariat aux Assurances

Registered Office: 53A rue Glesener, L-1631 Luxembourg

AGENTS FOR THE MANAGERS:

TINDALL RILEY (BRITANNIA) JAPAN LIMITED

8th Floor, KDX Mita Building, 3-43-16 Shiba, Minato-ku Tokyo 105-0014, Japan | T: +81 (0) 3 3769 6781

14th Floor, Ship Kobe Kaigan Building, 3 Kaigan-dori Chuo-ku, Kobe 650-0024, Japan | T: +81 (0) 78 322 2731

Tindall Riley (Britannia) Japan Limited is registered in Japan (No.4010401044459)

Registered office: 8th Floor, KDX Mita Building 3-43-16 Shiba, Minato-ku, Tokyo 105-0014, Japan

THE BRITANNIA STEAM SHIP INSURANCE ASSOCIATION EUROPE JAPAN BRANCH

Authorised and regulated by the Financial Services Agency

T: +81 (0) 3 3769 6791 (Tokyo) | T: +81 (0) 78 322 2770 (Kobe)

The Britannia Steam Ship Insurance Association Europe is incorporated in Luxembourg and registered as a mutual association in the Registre de Commerce et des Sociétés (No.B230379). Authorised by the Luxembourg Minister of Finance and regulated by the Commissariat aux Assurances.

Registered Office: 53A rue Glesener, L-1631 Luxembourg

britanniapandi.com